

理事会資料

令和7年9月11日(木)定例理事会

承認事項

- (1) 都道府県医師会医事紛争担当理事連絡協議会の開催について
- (2) 第4回自浄作用活性化並びに定款等諸規程検討委員会の開催について
- (3) 三重県医師会選挙管理委員会委員の推薦について
- (4) 医師偏在対策の推進について
- (5) 職員就業規則及び育児・介護休業等に関する規程の一部改正について
- (6) 会員の入会・異動について【表示のみ】
- (7) 講演会等への後援名義使用について
- (8) 日本医師会生涯教育制度に基づく講座の認定について
- (9) 表彰関係について(公衆衛生事業功労者知事表彰、第62回〔令和8年〕県民功労者表彰)
- (10) 中部医師会連合委員総会の開催について
- (11) 第11回ワークショップ「会員の倫理・資質向上をめざして」ーケーススタディから学ぶ医の倫理ーの開催について
- (12) 医学生・研修医等をサポートするための会の開催について
- (13) その他

協議事項

- (1) 損保ジャパン及び百五銀行からの医業支援について
- (2) 第4回郡市医師会長会議への提出議題について
- (3) その他

報告事項

- (1) 医賠償保険の加入状況について
- (2) 医師会入会手続きに関する実態調査について
- (3) 第1回三重県立学校職員中央安全衛生委員会(8月28日開催)について
- (4) 三重県教育委員会との懇談会(8月28日開催)について
- (5) 日本医師会第4回男女共同参画委員会(8月29日開催)について
- (6) 第31回全国医師会共同利用施設総会(8月30日・31日開催)について
- (7) 労災医療・労災診療費算定実務研修会(8月30日開催)について
- (8) 中部医師会連合第3回常任委員会(9月3日開催)について
- (9) 日本医師会第5回地域医療対策委員会(9月3日開催)について
- (10) 三重刑務所視察委員会(9月4日開催)について
- (11) 第1回三重県学校メンタルヘルス分科会(9月4日開催)について
- (12) 社会保険集団指導(9月4日開催)について
- (13) 中部医師会連合第2回社会保険特別委員会(9月7日開催)について
- (14) 三重県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会(9月10日開催)について
- (15) 三重県認知症施策推進会議(9月10日開催)について
- (16) その他

医師偏在対策の推進について①

背景

○令和6年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2024」において、医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在の是正を図るため、医師養成過程での取組、経済的インセンティブ、規制的手法等を組み合わせた総合的な対策のパッケージを令和6年末までに策定する方針が示された。

○令和6年8月に、厚生労働省が近未来健康活躍社会戦略を公表し、その中で、

①医師確保計画の深化、②医師の確保・育成、③実効的な医師配置

を柱とした、医師偏在是正に向けた総合的な対策のパッケージの骨子案が示された。また、令和6年9月には、厚生労働省医師偏在対策推進本部が設置され、当該本部での議論を踏まえ、令和6年12月に「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」が策定された。

＜医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ＞

- ・ **医師確保計画の実効性の確保**
- ・ 地域の医療機関の支え合いの仕組み
- ・ **地域偏在対策における経済的インセンティブ等**
- ・ 医師養成過程を通じた取組
- ・ 診療科偏在の是正に向けた取組

＜参考＞従前の医師偏在対策

＜短期的に効果が得られる施策＞

- ・ 地域枠医師等の派遣調整（地域枠医師、医師修学資金貸与者）
- ・ キャリア形成プログラムの運用
- ・ 医師無料職業紹介事業による医師確保
- ・ 自治医科大学医師派遣
- ・ 臨床研修医の確保
- ・ 専攻医の確保 等

＜長期的な視点に立った取組＞

- ・ 医学部における定員増、地域枠等の設定
- ・ 三重県医師修学資金貸与制度の運用
- ・ 医師の働き方改革をふまえた勤務環境改善支援
 - 三重県医療勤務環境改善支援センターの取組
 - 若手医師確保・定着のための指導医の育成
 - 子育て医師等の復帰支援、院内保育の充実等の取組
 - 「女性が働きやすい医療機関」認証制度の取組推進
- ・ 地域医療支援センターの運営（医師確保計画の施策の推進）

医師偏在対策の推進について②

当面の方針(案)

- 医師偏在対策を推進するためには、地域の関係者の理解が重要であり、「重点医師偏在対策支援区域の選定」「医師偏在是正プランの策定」「経済的インセンティブ対象機関の選定」に当たっては、地域医療対策協議会及び保険者協議会と合意形成を図ることを、国から求められている。
- 当件の検討に際して、医師確保や偏在対策を検討する為の新たな部会を立ち上げる。

スケジュール(案)

R7.10月目途	第1回医師確保・偏在対策検討部会（仮称）の開催 ★県から重点医師偏在対策支援区域案の提示
R7.11月目途	第2回医師確保・偏在対策検討部会（仮称）の開催 ★重点医師偏在対策支援区域の決定
R7.12月目途	第3回医師確保・偏在対策検討部会（仮称）の開催 ★予備
R7.12月目途	地域対策協議会及び保険者協議会との協議の上、重点医師偏在対策支援区域の選定
R8.1月目途	診療所の承継・開業支援事業の事業化に向けて、当該事業の要望調査を実施
R8.3月目途	R8当初予算成立後、公募開始（1か月程度の公募期間）
R8.5月目途	医師確保・偏在対策検討部会（仮称）にて、支援対象医療機関の選定
R8.5月目途	地域対策協議会及び保険者協議会との協議の上、支援対象医療機関の選定

参考1（医師確保計画の実効性の確保、地域偏在対策における経済的インセンティブ等）

医師確保計画の実効性の確保

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師が確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域など、へき地でなくても、人口規模、地理的条件、今後の人口動態等から、医療機関の維持が困難な地域もあり、そのような地域を「重点医師偏在対策支援区域」として設定して、優先的且つ重点的に医師偏在対策を進める方針が示された。

地域偏在対策における経済的インセンティブ等

令和8年度予算編成過程で、「重点医師偏在対策支援区域」に対する医師偏在対策として、以下の経済的インセンティブの検討が進められる予定。

＜① 診療所の承継・開業・地域定着支援＞※R7先行実施可能事業

診療所医師が高齢化し、人口規模が小さい二次医療圏等で診療所数が減少傾向にある中、当該区域内で承継・開業する診療所の施設整備、設備整備、一定期間の地域への定着に対する支援。

事業	概要	補助率
①施設整備事業	診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）等の整備に対する補助を行う。	国1/3、県1/6、事業者1/2
②設備整備事業	診療所の運営に必要な医療機器の整備に対する補助を行う。	国1/3、県1/6、事業者1/2
③地域への定着支援事業	診療所を承継又は開業する場合に、一定期間の地域への定着支援を行う。	国4/9、県2/9、事業者1/3

＜② 派遣医師・従事医師への手当増額＞

急激な人口構造の変化や医師の高齢化により医療提供体制の維持に課題が生じる地域を下支えする観点から、当該区域内における一定の医療機関に対して、派遣される医師及び従事する医師への手当増額の支援。

＜③ 医師の勤務・生活環境改善、派遣元医療機関への支援＞

- ・当該区域内の一定の医療機関に対する、土日の代替医師確保等の医師の勤務・生活環境改善の支援
- ・中核病院等からの医師派遣により医師を確保するため、当該区域内の医療機関に医師を派遣する派遣元医療機関に対する支援

参考 2 (医師確保・偏在対策検討部会(仮称)の設置)

地域医療対策協議会 医師確保・偏在対策検討部会(仮称)の設置

三重県地域医療対策協議会

(三重県の医師確保の施策に必要な事項を協議)



協議事項

- | | | |
|---------------|------------------|------------------|
| ・ 医師確保の対策 | ・ キャリア形成プログラムの内容 | ・ 大学の地域枠・地元枠設定 |
| ・ 医師の偏在是正の対策 | ・ 医師の派遣調整 | ・ 臨床研修病院の指定 |
| ・ 医師確保計画の内容 | ・ 派遣医師のキャリア支援策 | ・ 臨床研修医の定員設定 |
| ・ 支え合いの仕組みの検討 | ・ 派遣医師の負担軽減策 | ・ 専門研修の研修施設・定員 等 |



医師確保・偏在対策
検討部会 (仮称)

医師確保や偏在是正に向けて以下の検討を行う。

- ・ 医師偏在対策の取組を進めるための「医師偏在是正プラン」
- ・ 重点的に医師偏在対策を行う必要がある区域選定
- ・ 経済的支援の対象機関選定

医師派遣検討部会

地域枠医師、医師就学資金貸与者等の医師のキャリア支援（派遣調整）等を行う

医師専門研修部会

専門研修プログラムが地域医療に配慮されているか等を審議

参考 3（医師確保・偏在対策検討部会（仮称）の委員案）

地域医療対策協議会 医師確保・偏在対策検討部会（仮称）の委員案

No	役割	出身団体等名称
1	医師確保総論	三重大学医学部附属病院
2		三重大学医学部
3	医療機関代表	三重県病院協会
4		(北勢区域)病院
5		(中勢伊賀区域)病院
6		(南勢志摩区域)病院
7		(東紀州区域)病院
8		三重県医師会
9	自治体	三重県市長会
10		三重県町村会
11	キャリア形成	三重県地域医療支援センター
12	保険者	(健保組合？協会けんぽ？国保？)
13	行政	三重県医療保健部

日本医師会生涯教育制度に基づく講座の認定申請一覧

令和 7 年 9 月 1 1 日定例理事会審査分

受付	講演会名／開催日時・場所	申請者	合計単位	カリキュラムコード (各単位数合計)	報告日	受講 者数	備考
9/4 No.14	松阪中央総合病院 緩和ケア研修会 令和 7 年 1 0 月 2 6 日 (日) 午前 9 時～ 於：松阪中央総合病院	松阪中央総合病院 院長 田端正己	5.5 単位	2 (0.5) 4 (2) 13 (1.5) 15 (1.5)			
9/10 No.15	鈴鹿中央総合病院 緩和ケア研修会 令和 7 年 1 1 月 8 日 (土) 午前 9 時～ 於：鈴鹿中央総合病院	鈴鹿中央総合病院 院長 北村哲也	4.5 単位	4 (2) 12 (1) 81 (1.5)			
	三重県産業医研修会 －第 1 回スキルアップ実地研修－ 令和 7 年 1 1 月 2 0 日 (木) 午後 2 時～ 於：三重県医師会館	三重県医師会	3 単位	11 (1) 11 (2)			
	かかりつけ医等うつ病対応力向上研修 令和 7 年 1 2 月 1 3 日 (土) 午後 2 時 3 0 分～ 於：三重県医師会館	三重県医師会	2 単位	69 (0.5) 69 (1.5)			

◆演題一覧（演題毎に1カリキュラムコード、1時間1単位<最短30分0.5単位>）

※1時間以上の講演でも同じ内容の演題には同一カリキュラムコードとなります。

○講演時間（分）／9：15～10：05（50分）

カリキュラムコード（単位）／2（0.5単位）

講演題：e-learningの復習・質問

講師肩書：松阪中央総合病院 臨床副院長（外科）

講師氏名：岩田 真

○講演時間（分）／10：35～12：05（90分）

カリキュラムコード（単位）／15（1.5単位）

講演題：全人的苦痛に対する緩和ケア

講師肩書：市立伊勢総合病院 医師（外科）

講師氏名：藤崎宏之

○講演時間（分）／12：55～14：25（90分）

カリキュラムコード（単位）／13（1.5単位）

講演題：療養場所の選択と地域連携

講師肩書：松阪中央総合病院 臨床副院長（外科）

講師氏名：岩田 真

○講演時間（分）／14：40～16：40（120分）

カリキュラムコード（単位）／4（2単位）

講演題：コミュニケーション

講師肩書：松阪中央総合病院 精神神経科部長

講師氏名：山寄一正

◆演題一覧（演題毎に1カリキュラムコード、1時間1単位〈最短30分0.5単位〉）

※1時間以上の講演でも同じ内容の演題には同一カリキュラムコードとなります。

○講演時間（分）／10：15～12：15（120分）

カリキュラムコード（単位）／4（2単位）

講演題：コミュニケーション（小グループのアイス・ブレイキング含む）

講師肩書：鈴鹿中央総合病院 精神科部長

講師氏名：川喜田昌彦

○講演時間（分）／13：25～15：05（100分）

カリキュラムコード（単位）／81（1.5単位）

講演題：全人的苦痛に対する緩和ケア

講師肩書：鈴鹿中央総合病院 血液・腫瘍内科

講師氏名：川上恵基

○講演時間（分）／15：20～16：40（80分）

カリキュラムコード（単位）／12（1単位）

講演題：療養場所の選択と地域連携

講師肩書：市立四日市病院 緩和ケアセンター長、鈴鹿中央総合病院 社会福祉科長

講師氏名：寺邊政宏、藪下茂樹

★20251120「三重県産業医研修会－第1回スキルアップ実地研修－」

◆演題一覧（演題毎に1カリキュラムコード(CC)、1時間1単位<最短30分0.5単位>）

※1時間以上の講演でも同じ内容の演題には同一カリキュラムコードとなります。

○講演時間（分）／14：00～15：00（60分）

カリキュラムコード（単位）／11（1単位）

講演題：「はじめての産業医活動～職場巡視、面接指導などの事例をふまえて～」

①健康管理「面接指導や両立支援などの実際」

講師肩書：三菱重工業㈱名古屋健康管理グループ 小牧南健康管理チーム 産業医

講師氏名：道井聡史

○講演時間（分）／15：00～17：00（120分）

カリキュラムコード（単位）／11（2単位）

講演題：「はじめての産業医活動～職場巡視、面接指導などの事例をふまえて～」

②職場巡視と討論「映像資料で学ぶ産業医による職場巡視の実際」

講師肩書：産業医科大学 産業衛生 教授／日本製鉄㈱東日本製鉄所 統括産業医

講師氏名：宮本俊明

★20251213「かかりつけ医等うつ病対応力向上研修」

◆演題一覧（演題毎に1カリキュラムコード、1時間1単位<最短30分0.5単位>）

※1時間以上の講演でも同じ内容の演題には同一カリキュラムコードとなります。

○講演時間（分）／14：30～15：00（30分）

カリキュラムコード（単位）／69（0.5単位）

講演題：三重県の自殺の現状と取組

講師肩書：三重県医療保健部健康推進課

講師氏名：浦川真由子

○講演時間（分）／15：00～16：30（90分）

カリキュラムコード（単位）／69（1.5単位）

講演題：職域における精神疾患の理解と対応法

講師肩書：名古屋大学大学院医学系研究科 精神医学分野 教授

講師氏名：池田匡志

三重県医師会と三重県教育委員会との懇談会

開催日時：令和 7 年 8 月 2 8 日（木）

午後 4 時 4 5 分～

開催場所：三重県医師会館 2 階 中会議室

1. 開 会

2. 挨拶

三重県医師会

うま おか
馬 岡しん
晋 会長

三重県教育委員会

ふく なが
福 永かず のぶ
和 伸

教育長

3. 自己紹介

(名簿ご参照ください ※時間の都合上割愛させていただきます)

4. 議 題

◇三重県医師会から

- ①学校健診実施時期について
- ②学校給食の残食廃棄について
- ③学校心臓健診のデータ化について
- ④児童生徒における精神科医療機関と学校側のメンタルヘルス連携への進捗状況について
- ⑤県立関係耳鼻科医について（資料 1）

5. 報告事項

◇三重県教育委員会から

- ①「学校保健委員会」について
- ②「学校保健総合支援事業」について
- ③「がん教育事業」について

6. 閉 会

※ 「木曽路 津店」懇親会は、1 8 : 0 0 開始予定です。

三重県医師会と三重県教育委員会との懇談会 出席者名簿

(R7. 8. 28現在)

(三重県医師会)

会議	懇親会	役 職 名	氏 名	
出	出	会 長	馬 岡 晋	
欠	欠	副 会 長	田 中 孝 幸	
出	出	〃	野 村 豊 樹	議題あり
出	出	常 任 理 事	今 野 信 太 郎	
欠	欠	〃	片 岡 紀 和	
出	欠	理 事	齋 藤 洋 一	議題あり
出	出	〃	駒 田 幹 彦	
出	出	〃	曾 我 俊 彦	
出	欠	〃	石 田 亘 宏	
出	出	〃	坂 倉 健 二	議題あり
出	出	〃	小 西 博	
欠	欠	〃	湊 藤 啓 広	
出	出	〃	梅 田 佳 樹	
欠	欠	〃	寺 田 晃	
出	出	〃	田 中 淳 子	
出	出	〃	服 部 博 司	
出	出	〃	釜 本 寛 之	
出	出	〃	青 木 孝 太	
欠	欠	〃	土 肥 薫	
出	出	監 事	志 田 幸 雄	
出	出	〃	淵 田 則 次	
欠	欠	〃	浦 和 健 人	

会議	懇親会	役 職 名	氏 名	備 考
出	出	教育長	福 永 和 伸	
出	出	副教育長	大 屋 慎 一	
出	出	次長（育成支援・社会教育担当）	坂 井 哲	
出	出	保健体育課 課長	堀 越 英 範	
出	出	保健体育課 学校体育班 課長補佐兼班長	岡 村 教 正	
出	出	保健体育課 健康教育班 班長	山 下 良 枝	
出	欠	保健体育課 健康教育班 主幹	太 田 修 三	
欠	欠	保健体育課 健康教育班 主幹	福 田 史 野	
出	欠	保健体育課 健康教育班 充指導主事	上 田 竜 也	
出	欠	保健体育課 健康教育班 充指導主事	前 田 澄 人	
出	欠	保健体育課 健康教育班 充指導主事	河 原 謙 一 郎	
出	出	保健体育課 健康教育班 充指導主事	岸 本 茉 莉	
出	出	生徒指導課 課長	向 井 英 規	
出	欠	生徒指導課 安全・安心対策班 充指導主事	服 部 翔	

令和 6 年度 県立学校医等（内科・眼科・耳鼻科）の報酬額 一覧

三重県教育委員会と三重県医師会の懇談会（8.28）提出用資料

都市医師会 区 分	県	通例の学校医報酬 (手当) 年額	眼科健診	耳鼻科健診
三重県	県立学校	基本額：219,000円 加算額①：30,000円 加算額②：170円×3×担当児童・生徒数	基本額：219,000円 加算額①：30,000円 加算額②：170円×担当児童・生徒数	660円×担当児童・生徒数

以下、参考資料

(都市医師会からの報告による)

都市医師会 区 分	市町	通例の学校医報酬 (手当) 年額	眼科健診	耳鼻科健診
桑名	桑名市 木曽岬町	①基本額 ・児童及び生徒数が600人以上の学校 年額 402,000円 (2人配置する場合は 201,000円) ・児童及び生徒数が150人以上600人未満の学校 年額 252,000円 ・児童及び生徒数が150人未満の学校 年額 202,000円 ②人数割額 ・5月1日現在における児童及び生徒数に440円を乗じ て得た額 交通費：報酬に含む	児童・生徒1人あたり 480円 (小1・小4・中1 対象) 交通費：希望者にタクシーチケット配布	児童・生徒1人あたり 580円 (小1・小3・小5・中1 対象) 交通費：希望者にタクシーチケット配布
いなべ	いなべ市 東員町	基本給 251,000円 + (450円×児童・生徒数) 交通費：なし	1人あたり 500円 交通費：送迎・タクシーあり ※対象：小1	1人あたり 580円 交通費：送迎・タクシーあり ※対象：小1・中1
四日市	四日市市	基本給 246,200円 1人あたり 670円 (就学時健康診断 1人あたり 730円)	1人あたり 730円 交通費：4,300円	1人あたり 730円 交通費：4,300円
鈴鹿市	鈴鹿市	基本報酬 239,200円 1人あたり 670円 健診補助員 5,000円 (1回限り) 就学時健診 1人あたり 700円 (小学校医のみ) 交通費：タクシー利用の場合は全額教委負担	1人あたり 700円 交通費：タクシー利用の場合は全額教委負担	1人あたり 710円 健診補助員 5,000円 (1回限り) 交通費：タクシー利用の場合は全額教委負担
亀山	亀山市	基本額 219,000円 児童・生徒数×670円 交通費：亀山市職員の旅費に関する条例に準じる	件数×882円 交通費：亀山市職員の旅費に関する条例に準じる	件数×882円 交通費：亀山市職員の旅費に関する条例に準じる
津地区 久居一志地区	津市	基本給 224,000円 1人あたり 510円 就学時健診 (1人あたり) 730円 健診補助員 (1回あたり) 3,500円 交通費：なし	1人あたり 730円 交通費：なし ※R7年度から750円	1人あたり 730円 (但し、学校医による耳鼻科健診は300円) 交通費：なし ※R7年度から750円
松阪地区	松阪市	基本額 221,000円 1人あたり 410円	1人あたり 470円	1人あたり 520円
	多気町	基本額 170,000円 1人あたり 150円	1人あたり 500円	1人あたり 550円
	大台町	基本額 170,000円 1人あたり 150円	1人あたり 540円	1人あたり 540円
	明和町	基本額 170,000円 1人あたり 150円	1人あたり 550円	1人あたり 550円

令和 6 年度 県立学校医等（内科・眼科・耳鼻科）の報酬額 一覧

三重県教育委員会と三重県医師会の懇談会（8.28）提出用資料

郡市医師会 区 分	市町	通例の学校医報酬 (手当) 年額	眼科健診	耳鼻科健診
伊勢市	伊勢市	基本額 224,000円 1人あたり 400円 (就学時健診(450円×生徒数)) 交通費：タクシー利用の場合は全額教委負担	1人あたり 480円 交通費：タクシー利用の場合は全額教委負担	1人あたり 520円 交通費：タクシー利用の場合は全額教委負担
	玉城町	基本額 224,000円 1人あたり 200円	1人あたり 300円	1人あたり 520円
	度会町	基本額 224,000円 1人あたり 200円	1人あたり 550円	1人あたり 550円
	大紀町	基本額 224,000円 1人あたり 200円	1校あたり 70,000円	1人あたり 525円
	南伊勢町	基本額 224,000円 1人あたり 200円	1人あたり 450円	1人あたり 520円
志摩	鳥羽市	基本給 224,000円 1人あたり 400円 (就学時健診：1人あたり 570円) 交通費：タクシー利用全額教委負担	1人あたり 570円 交通費：タクシー利用全額教委負担	1人あたり 570円 交通費：タクシー利用全額教委負担
	志摩市	基本給 224,000円 1人あたり 400円 (就学時健診：9,500円 + 1人あたり 150円) 交通費：タクシー利用全額教委負担	1人あたり 600円 交通費：タクシー利用全額教委負担	1人あたり 650円 交通費：タクシー利用全額教委負担
紀北	尾鷲市 紀北町	223,000円×(学校数) 受診者数×350円	受診者数×400円	受診者数×650円
紀南	熊野市	210,000円 + (300円×児童生徒数) (就学時健診 + 11,000円) 交通費：なし	472円×児童生徒数 交通費：教委が送迎	702円×児童生徒数 交通費：教委が送迎
	御浜町 紀宝町	210,000円 + (300円×児童生徒数)	400円×児童生徒数 事務局が送迎	400円×児童生徒数 事務局が送迎
伊賀	伊賀市	■学校医 基本額（年額） 224,000円 加給額 450円に担当児童・生徒数（毎年5月1日現在における児童・生徒数）を乗じて得た額と440円に就学前児童数を乗じて得た額の合計額 ■学校歯科医師 基本額（年額） 224,000円 加給額 300円に担当児童・生徒数（毎年5月1日現在における児童・生徒数）を乗じて得た額と440円に就学前児童数を乗じて得た額の合計額 ■学校薬剤師 基本額（年額） 78,500円 加給額 学校環境衛生定期検査報告書1枚につき5,000円を加えた額	■眼科担当医 基本額（加給額） 650円に検診児童・生徒数を乗じて得た額に校内健診1回につき2,600円を加えた額	■耳鼻咽喉科担当医 基本額（加給額） 650円に健診児童・生徒数を乗じて得た額に校内健診1回につき2,600円を加えた額
名賀	名張市	基本額 224,000円 1人あたり 450円 ※上限 449,000円	1人あたり 650円	1人あたり 650円

令和7年度
三重県医師会と三重県教育委員会との懇談会

日時：令和7年8月28日（木）16：45～
場所：三重県医師会館 2階

三重県医師会との懇談会

【医師会提出議題】

①学校健診実施時期について

学校保健安全法施行規則第五条により、「学校保健安全法第十三条第一項の健康診断は、毎学年、6月30日までにを行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする」、となっています。

しかし、コロナ禍の2020年度から2023年度には文科省より「健診体制が整わないなどのやむを得ない理由で6月30日までに実施が困難な場合には、年度末日までに可能な限り速やかに実施すること」と通達されました。

三重県内では、学校医の減少に伴い、複数校を担当する必要が出てきています。特に耳鼻科・眼科医師は一人で10数校を引き受けておられ、市外へ赴く必要も生じてきており、6月末までに全て終わらせるのは困難となって来ています。4月、5月の繁忙期を避けられるよう学校健診終了時期を柔軟に考えていただく対応を要望いたします。

【県医師会へ】

(教職員課・保健体育課)

高等学校、特別支援学校及び夜間中学校といった県立学校の学校医、眼科学校医、耳鼻科医について、貴会より適任者を推薦いただき、ありがとうございます。また、市町立の小学校、中学校等については、各市町教育委員会等から学校医、眼科学校医の委嘱をしているものと認識しています。

県立学校と市町立の小学校、中学校とあわせて複数校担当している方もいるとお聞きしていますが、現在のところ、担当校あてに学校医の減少に伴って6月30日までの健康診断の実施が困難であるというご相談はいただいていません。

また、ご意見のとおり新型コロナウイルス感染症の影響下では、実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに実施することができない場合の特例が認められていましたが、令和6年度以降は学校保健安全法施行規則に従った運用となっています。

なお、同規則第五条にあるやむを得ない事由とは、長期欠席など児童生徒によるものであるため、実施体制が整わない等による期間の延長の特例は認められていません。

しかしながら、令和7年5月19日に文部科学省で行われた学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会において、学校医等の確保が困難であることを踏まえ、学校における持続可能な保健管理の確保が主な課題として議論がされています。また、学校医等の学校における保健管理を担う者の負担軽減として、検査の実施期間「6月30日までに行われなければならないかどうか」を着眼点としたヒアリングの実施案が検討されていますので、県教育委員会としても国の動きを注視していきます。

県立学校においては、健康診断の日程を、例年4月頃に該当校から学校医の方々あてに相談しているところですが、実施についてお困りのことがある場合は、今までどおり該当校または三重県教育委員会あてにご相談ください。また、今後も県教育委員会として、各学校において円滑な児童生徒等の健康診断の実施ができるよう、引き続き、御協力をお願いいたします。

三重県医師会との懇談会

【医師会提出議題】

②学校給食の残食廃棄について

令和7年3月開催の「みえ・医療と健康を守る会」において懸念が呈されましたので、この会議にそぐわないかもしれませんが質問します。

学校給食は学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第九条第一項の規定に基づき、学校給食衛生管理基準が定められているようです（以下）。

〔（6）検食及び保存食等

③残食及び残品

一、パン等残食の児童生徒の持ち帰りは、衛生上の見地から、禁止することが望ましい。

二、パン、牛乳、おかず等の残品は、全てその日のうちに処分し、翌日に繰り越して使用しないこと。〕

学校においては、学校給食実施に伴い発生する食品廃棄物の3R（Reduce、Reuse、Recycle）促進とともに、食育の観点から、児童生徒に対して食べ物の大切さや作り手への感謝の気持ちを持つことなど、児童生徒の食品ロス削減に関する理解増進が図られていると伺っています。しかしながら学校給食の実施に伴う食品廃棄物は継続的に発生しているとの指摘が上記守る会にてありました。

2026年度からは学校給食無償化が実施されるようです。児童生徒のSDGsへの取り組みの観点からも食品廃棄物を減らす工夫や発生した際の再利用などについての具体的な取組があれば教えてください。

【県医師会へ】

県教育委員会では、令和3年度・4年度・6年度において、環境省の「食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業」を活用し、「残食を減らす」「食品廃棄物を有効活用する」の2つの観点から、小学校や特別支援学校において取組を実施しました。

まず、「残食を減らす」ため、地域の畜産・漁業関係者等を招いた出前授業、牛舎や農場の見学、電子図書を活用した学習や実食を交えた学習を通じて、子どもたちに食材の大切さを伝えました。加えて、野菜や米の栽培・収穫体験を通して、食べ物がどのように育つのかへの関心を高め、栽培活動で収穫したさつまいもを給食メニューに活用するなど、食と学びをつなげる工夫も行いました。このほか、冷蔵庫に残った食材を活用したレシピ動画の配信や、食品ロス削減を呼びかけるポップを作成する授業も実施しました。また、未利用魚であるアイゴについて、農林水産部フードイノベーション課と連携し、食育の授業や、学校給食物資委員会での試食会を行い、学校給食での活用に取り組みました。

次に、「食品廃棄物を有効活用する」取組として、教職員を対象に、野菜の根や皮などを活用した調理実技指導を実施し、保護者向けの研修も行いました。また、学校給食から出る食品廃棄物の堆肥化に向けて、校内にコンポストを設置し、子どもたちとともに学習と実践を進めました。生成された堆肥は学校農園で活用され、循環型の取組を通して、食品廃棄物の価値を見直す機会となっています。

このように、体験をとおして食への関心を高め、残食率を減らしていけるよう、

市町教育委員会や各校の担当者対象の「ステップアップ講習会」や「食育担当者会」等の研修会でこれらの情報を発信し、取組を横展開し、食品廃棄を減らしていけるよう取り組んでおります。

三重県医師会との懇談会

【医師会提出議題】

③学校心臓検診のデータ化について

三重県の学校心電図検査（以下本検診）は紙ベースで実施されています。しかし本検診の事務作業（教員）及び心電図判読作業（医師）の効率化、並びに本検診の標準化及び均てん化（精度管理、判読の地域差解消、遠隔地の判読者の確保）に係る課題があると思います。今後は、三重県がデジタル庁のモデル事業（母子手帳〈三重県実施なし〉、予防接種〈三重県実施なし〉、公費負担医療〈三重県も先行実施〉、及び地方単独医療費助成〈県下 16 市町が参加〉）を踏まえ、国の進める医療 DX と整合性のあるデータ管理体制（PMH：Public Medical Hub）に基づき本検診を整備することが望まれます。

本検診の課題解決を目指し、紙ベース検診からオンプレミス型検診（事業所運用）、更にはクラウド型検診への移行について県教育委員会のお考えをお教えてください。

参考 第 2 期三重県循環器病対策推進計画

（8）小児期・若年期からは医療が必要な循環器病への対策

【取り組むべき課題】医療 DX の一環として、学校での健康診断における心電図のデータ化について引き続き検討を進めます。

【県医師会へ】

三重県の県立学校における学校心臓検診は、県教育委員会が県学校保健会に、「心電図の撮影・解析・読図、胸部 X 線間接フィルム読影、循環器専門医による総合判定」等の業務を委託する形で実施しています。

本検診に係る事務作業や心電図判読作業の効率化、検診の標準化および均てん化といった課題については、学校心臓検診検討委員会等を通じて県学校保健会を始めとする関係機関と認識を共有しており、現在も運用改善に向けて関係者とのワーキングを重ねているところです。

一方、公立の小中学校では、各市町の教育委員会が県学校保健会や郡市医師会等に検診業務を委託しており、地域ごとに実施体制が異なっています。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会としては、学校における心臓検診のデータ化について、他県の先進的な取組状況を調査するとともに、県学校保健会や健康診断実施事業者および関係機関等と連携し、今後の取組を進めてまいります。

※PMH とは（デジタル庁ホームページより一部抜粋）

自治体の実施主体となっている医療費助成・母子保健・予防接種・介護保険等の分野では、国民、自治体、医療機関・薬局など関係者にとって、紙での情報連携にかかる業務負担が大きく、改善が必要とされています。

この課題を解決するため、令和 5 年 6 月 2 日に決定された「医療 DX の推進に関する工程表」（内閣官房）においては、「関係機関や行政機関等の間で必要な情報を安全に交換できる情報連携の仕組みを整備し、自治体システムの標準化の取組と連動しながら、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係る情報を共有していく」とされています。

デジタル庁では、この情報連携の仕組みとして、令和 5 年度に「Public Medical

Hub (PMH)」を開発。希望する自治体を対象に、医療費助成、予防接種・母子保健分野における先行実施事業を開始しました。今後は、PMHによる情報連携の対象制度やユースケースを広げ、機能拡充と対象拡大を図ることとされています。

三重県医師会との懇談会

【医師会提出議題】

④児童生徒における精神科医療機関と学校側のメンタルヘルス連携への進捗状況について

前回議論事項の進捗状況を確認したい。

1 現状の統計より

令和5年度と令和6年度のスクールカウンセラーへの相談状況を比較すると、「心身の健康・保健」に関する相談状況は、小学校において令和5年度は 2,946 件、令和6年度は 2,670 件となっています。中学校においては令和5年度が 2,664 件、令和6年度は 2,575 件となっています。県立学校においては令和5年度 1,834 件、令和6年度 1,728 件となっており、小学校では前年比マイナス 276 件、中学校では前年比マイナス 89 件、県立学校では前年比マイナス 106 件です。

また、令和6年度にスクールカウンセラーが関わった児童生徒の中で、学校が病院等の医療機関と連携して対応した児童生徒数は492名となっています。

スクールカウンセラーへの「心身の健康・保健」に関する相談(延べ件数)

		児童生徒 から	保護者 から	教員 から	その他 から	合計
小学校	R5年度	1,742	765	429	10	2,946
	R6年度	1,670	744	256	0	2,670
中学校	R5年度	1,921	517	219	7	2,664
	R6年度	1,799	497	272	7	2,575
県立	R5年度	1,430	271	124	9	1,834
	R6年度	1,343	202	181	2	1,728

2 医療機関との連携

市町等教育委員会では、市町の担当課が病院と連携し、学校からメンタルヘル스에課題のある児童生徒の報告があれば、担当課を通して病院と連携し児童精神科医のいる精神病院を紹介するといった対応をしています。また、担当課と連携していることによって、病院に診察に来た子どもに関わる情報を病院側も早期に把握することができます。

県立学校では、教育相談等を通してメンタルヘル스에課題のある生徒を早期に把握し、県教育委員会等と連携し、悩みや不安を抱える生徒に対する支援を行っています。また、希死念慮を抱く生徒がいた場合、学校は、こころの医療センター(ユースメンタルサポートセンター)と連携し、生徒のケアにあたっています。

なお、三重県精神科病院会の協力のもと、令和3年7月に作成した「児童・思春期患者の受入可能な精神科病院等リスト」を県立学校および市町等教育委員会に周知しているところです。

3 課題

子どもの精神科病院等の医療受診がひっ迫している中で、受診予約をすぐに取りすることができない現状が依然としてあります。全国的にも、小中高生における自死者数が増加傾向にある中、若者の精神保健に関する支援を行うユースメンタルサポートセンターのような医療機関につなぐことができる体制を整えることが必要であると考えます。

その他、本人や保護者が受診した際、メンタルヘルスに課題のある子どもの状況を医療機関へ正確に伝えられていないことや、保護者や学校としても、どのような心身の不調が現れた場合や、心身の不調がどのレベルになった場合に、医療を受診すればよいのかわからないことが多いと思われます。

4 今後の取組について

県教育委員会では、メンタルヘルスに課題を抱える子どもを早期に発見し、適切な対応につなげられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間の拡充を進めていきます。また、子どもたちが自分の抱える困り感を身近な人に相談できるよう、援助希求的態度を育む教育を推進していきます。

加えて、子どもの SOS に気づいた教職員やスクールカウンセラーなどが、課題を抱える子どもを医療機関につなぐなど適切な支援が行われるよう、スクールカウンセラー研修会およびスクールソーシャルワーカー研修会を実施し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの資質・能力維持向上を図っていきます。

また、三重県不登校児童生徒支援推進検討会にて、不登校児童生徒についても睡眠障害等の身体症状をきっかけとして積極的に医療と連携できるよう、医療関係者からもご意見をいただきながら、不登校児童生徒の支援についても検討しているところです。

さらに、三重県学校メンタルヘルス分科会において、学校が課題のある児童生徒を医療につなげていくための道筋を示す「学校と医療をつなぐためのフローチャート」および「チェックシート」の作成について、以前から協議が進められています。これらについても、9月に開催される今年度の第1回三重県学校メンタルヘルス分科会での協議を踏まえて、今後の方向性について検討していきます。

5 参考

○令和6年度スクールカウンセラー173名のうち

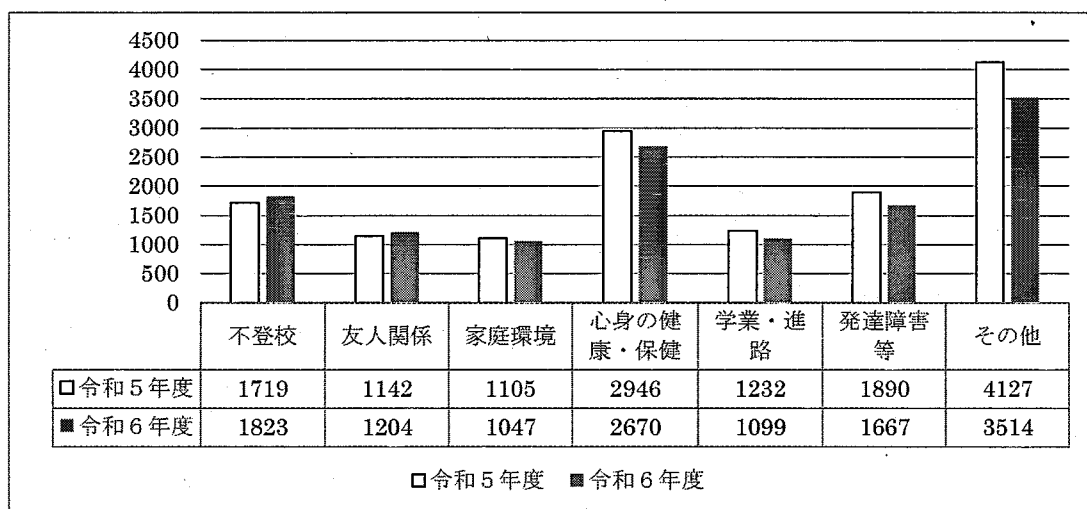
- ・公認心理師資格を有する者…138名
- ・臨床心理士資格を有する者…80名
- ・公認心理師資格と臨床心理士資格を有する者…69名
- ・公認心理師資格と臨床心理士資格を有しない者…24名

○令和7年度スクールカウンセラー178名のうち

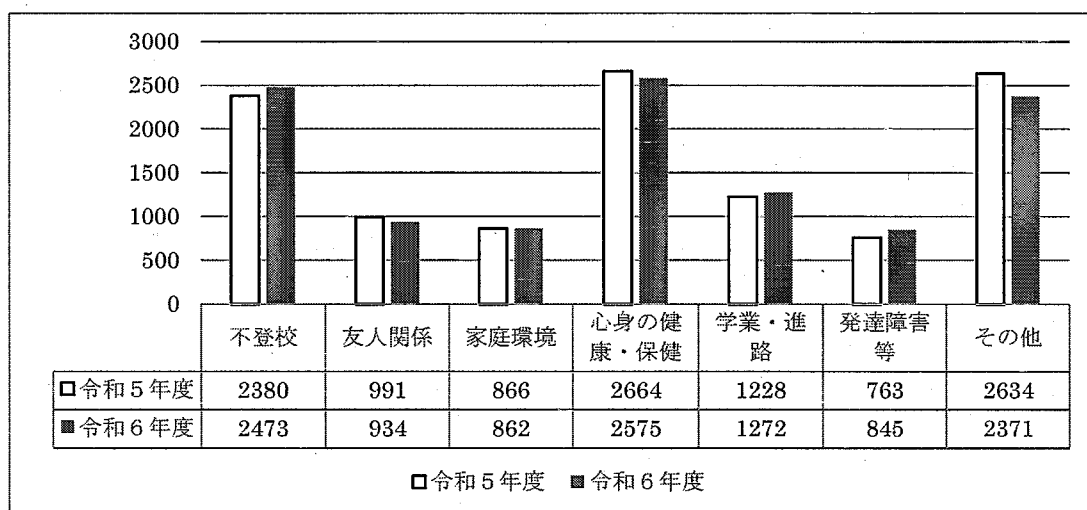
- ・公認心理師資格を有する者…144名（81%）
- ・臨床心理士資格を有する者…80名（45%）
- ・公認心理師資格と臨床心理士資格を有する者…69名（39%）
- ・公認心理師資格と臨床心理士資格を有しない者…23名（13%）

【参考資料】

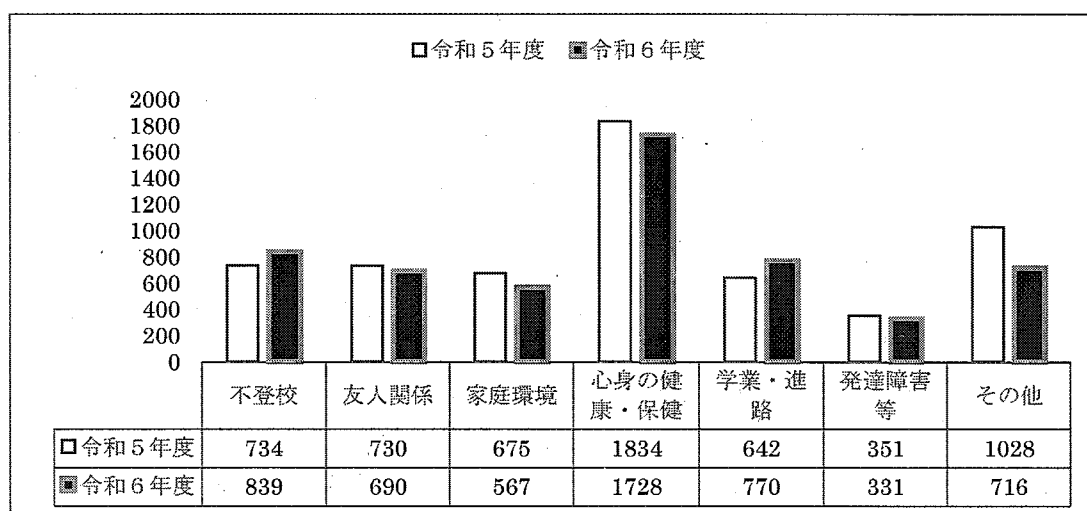
令和5年度および6年度における相談状況(小学校)



令和5年度および6年度における相談状況(中学校)



令和5年度および6年度における相談状況(県立学校)



三重県医師会との懇談会

【医師会提出議題】

⑤県立関係耳鼻科医について

県立学校医と耳鼻科医の報酬体系の違いについて、また、それに伴って生じる付随事項があるかどうかを教えてください。

【県医師会へ】

1 報酬体系や付随事項について

県立学校医である内科医、眼科医等と耳鼻咽喉科領域における専門的知識をもつ学校耳鼻科医については、ともに特別職非常勤職員として任用しており、業務内容や報酬についての取扱いに関しては、それぞれ必要な事項を次のとおり定めています。

学校医は教職員課にて任命し、学校耳鼻科医については保健体育課で任命しています。なお、学校耳鼻科医の任用時の様式については、制度が変わる前のものを使用していましたが、次年度以降からは、教職員課の様式と同様のものとしていきます。

	学校医（内科医、眼科医）	学校耳鼻科医
業務内容	内科健診・眼科健診、健康相談、保健指導、学校保健委員会等、学校保健安全法に定められた業務（健診対象：全児童生徒）	耳鼻科検診、診断結果等に関しての指導・助言、学校の要望に応じて学校保健委員会への参加、耳鼻咽喉頭疾患に関する健康相談・保健指導等 （検診対象：高等学校1年生、県立中学校1年生、特別支援学校全児童生徒）
報酬	基本額 219,000 円（年額） 加算額①30,000 円 加算額②170 円×児童生徒数	年額 660 円×耳鼻科検診の受検児童生徒数と定めています。（通勤額相当額含。）
公務災害補償	三重県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 33 年三重県条例第 47 号）にて保障。	公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）にて保障。

2 健康診断への問合せやクレームへの対応について

健康診断についての保護者からの問合せやクレームについては、必要に応じて教育委員会や関係機関に相談のうえ、学校が対応します。回答にあたって、診断内容（医学的判断）に関する問合せの場合は、該当する医師に確認のうえ対応することとなりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【配布資料】

資料 1 人事異動通知書（学校眼科医）

資料 2 委嘱状（学校耳鼻科医）

人事異動通知書

(氏名) 〇〇 〇〇	(現職)
(異動内容) 三重県立〇〇学校 眼科学校医（非常勤）を委嘱する 任期は〇〇年〇月〇〇日までとする	
〇〇年〇月〇日 三重県教育委員会	

(第1号様式)

委 嘱 状

(名 前) ○○ ○○

三重県立○○学校
学校耳鼻科医を委嘱する

任期は令和○年○月○○日までとする

令和○年○月○日

三重県教育委員会

三重県医師会との懇談会

【三重県教育委員会 報告事項】

①学校保健委員会について

【県医師会へ】

学校保健委員会は、学校・家庭・医療機関が連携し、子どもたちの健康課題の解決や、基本的生活習慣の確立等に有効な組織であり、危機管理の側面からも設置及び活性化に向けた取組を進める必要があります。

県教育委員会では、毎年度「学校保健委員会の状況等調査」を実施し、その結果を踏まえ、市町の健康教育担当者連絡協議会等で、設置及び開催について所管の学校への指導を依頼しています。（令和6年度は文部科学省の調査がなかったため未実施）

学校医の先生方をはじめ、さまざまな関係機関のご協力もあり、令和5年度は、学校保健委員会の設置率100%、開催率95.8%となっております。

また、学校医の先生方には、当該校の健康課題の解決及び児童生徒の基本的生活習慣の確立等のため、お力添えをいただいておりますこと、感謝申し上げます。今後ともご理解とご協力をお願いします。

<学校保健委員会の開催について>

学校保健委員会は、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織であり、保健主事が中心となって、運営することとされています。

- (1) 学校保健委員会の基本的な構成メンバーは校長・教頭・保健主事・養護教諭・栄養教諭等・保護者・学校医・学校歯科医・学校薬剤師などであるが、学校の実情に合わせ委員を選任できる。また、協議の内容によって出席者を拡大したり、縮小したりすることもできる。
- (2) 協議する内容によっては、委員が全員揃わなくてもよい。
- (3) 新たに会議を設けることが難しい場合は、既存の会議等に学校保健委員会のメンバーが参加することで対応できる。

三重県医師会との懇談会

【三重県教育委員会 報告事項】

②学校保健総合支援事業について

【県医師会へ】

本事業の実施につきまして、本年度も協議会への出席や専門医等の派遣において、ご協力をいただき、ありがとうございます。

県教育委員会といたしましては、県医師会をはじめ、県歯科医師会、県薬剤師会や関係機関等と連携し、子どもたちが健康についての正しい知識を身に付け、理解を深めることができるよう、今後も専門医等の派遣を行っていく必要があると考えています。

令和7年度も、「歯と口の健康づくり」、「性に関する指導」を重点課題として検討委員会を組織し、専門医等を学校に派遣し、学校における健康教育の推進を図っています。また、「子どものメンタルヘルス」については、専門医等を招聘して講演会を開催し、教職員等への子どものメンタルヘルスに関する知識と理解を深め、健康教育の一層の推進を図ります。

〔派遣予定及び実績〕

「歯と口の健康づくり」	……	推進校	県立学校（2校	5回）
			・派遣済	1校 3回
			・派遣予定	1校 2回

「性に関する指導」	……	推進校	県立学校（12校	15回）
			・派遣予定	12校 15回

〔講演会について〕

「子どものメンタルヘルス」		・講演予定	1回
---------------	--	-------	----

今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

【配付資料】 資料 県②-1 学校保健総合支援事業実施要項

資料 県②-2 派遣先一覧

令和7年度 学校保健総合支援事業実施要項

三重県教育委員会保健体育課

1 趣 旨

近年、児童生徒を取り巻く生活環境の急激な変化を背景として、感染症、生活習慣の乱れ、アレルギー疾患など様々な健康課題が生じており、学校における対応も多様化・複雑化してきている。また、従前からの課題に加え、妊娠・出産に関わる女性の健康問題、子どもの心のケア等の問題も生じてきている。

こうした現代的な健康課題の解決を図るためには、健康に関する課題を単に個人的な課題とするだけではなく、学校・家庭・地域社会が連携して、社会全体で子どもの健康づくりに取り組んでいくことが必要である。また、保健主事や養護教諭を始め学校保健に携わる全ての教職員が健康課題に関する知識や理解を深め、組織的・計画的に児童生徒の発達の段階に応じた指導を行うことが重要である。

本事業は、学校保健に関する課題解決に向けた取組及び教員等の指導者の育成に係る取組に対して総合的に支援を行い、学校保健の充実を図ることを目的として実施する。

2 事業内容

三重県教育委員会において実施計画を作成し、その計画に基づいて医療関係者を中心に学校等へ派遣を行い、課題解決に向けた取組を実施する。

3 事業の実施方法

(1) 協議会の設置及び開催

① 県教育委員会は、学校保健担当指導主事、医療関係者、教職員、その他行政関係者等から成る協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

② 県教育委員会は、地域や校種の実情を踏まえた課題解決に向けて実施計画を作成し、協議会は指導、助言を行う。

③ 協議会は、以下の（2）における県教育委員会からの成果報告を受けて、事業の成果を検証し、県教育委員会へ提言する。

(2) 課題解決に向けた取組

① 県教育委員会は、実施計画を基に、課題解決の推進地域、校種等を指定する。

② 県教育委員会は、地域や指定した学校の課題に応じて選定した講師を派遣し、講義や児童生徒の授業等を通して課題解決に向けた取組を実施する。

4 実施期間

令和7年4月17日 ～ 令和8年2月末日

5 その他

この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別に定める。

附則

この要項は、令和7年4月17日から施行する。

令和7年度学校保健総合支援事業実施予定

子どものメンタルヘルス

No	講演会	対象	実施日
1	子どものメンタルヘルスに関わる講演会	教職員、市町等教育委員会指導主事等、 スクールカウンセラー、学校医 等	12月19日(金)

歯と口の健康づくり

推進校: 県立北星高等学校 県立松阪あゆみ特別支援学校

No	学校	学年	実施日
1	県立北星高等学校	午前部	7月3日(木)
		午後部	7月3日(木)
		夜間部	7月3日(木)
2	県立松阪あゆみ特別支援学校	小学部4年	11月20日(木)
		中学部1年	11月20日(木)

性に関する指導

推進校: 県立学校

No	学校	学年	実施日
1	聾学校	高等部	9月25日(木)
2	松阪あゆみ特別支援学校	小学部5年生 小学部6年生	10月2日(木)
3	松阪あゆみ特別支援学校	中学部3年生 高等部	10月28日(火)
4	かがやき特別支援学校 あすなる分校	中学部 高等部 緑が丘、草の葉をきく	10月10日(金)
5	特別支援学校 玉城わかば学園	高等部	11月17日(月)
6	特別支援学校 玉城わかば学園	中学部	11月17日(月)
7	石薬師高等学校	2年生	11月20日(木)
8	杉の子特別支援学校石薬師分校	高等部	11月26日(水)
9	杉の子特別支援学校	高等部	11月26日(水)
10		高等部	12月4日(木)
11	桑名西高等学校	3年生	12月3日(水)
12	くわな特別支援学校	高等部	12月5日(金)
13	石薬師高等学校	1年生	12月15日(月)
14	白子高等学校	3年生	12月15日(月)
15	桑名北高等学校	3年生	1月14日(水)
16	昂学園高等学校	1年生	2月18日(水)

三重県医師会との懇談会

【三重県教育委員会 報告事項】

③がん教育について

【県医師会へ】

がん教育については、平成27年度より毎年文部科学省からの委託を受け、今年度は「外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業」という事業名で取り組んでいます。

本事業では、医療関係者やがん経験者をはじめとした構成員で協議会を設置しており、がん教育の推進に係る取組についての検証を行っています。医師会からは駒田先生に委員長として参画いただいております。

取組としては、大きく3つについて実施しております。

1つ目は、がん教育講習会の実施です。対象を教職員、学校医、がん教育外部講師とし、がん教育についての意義や指導内容・方法等及び実施にあたっての配慮について学びます。

2つ目は、外部講師と取り組むがん教育授業の実施です。医療関係者・がん経験者を講師として学校に派遣し、教員とともにがん教育授業を実施することで、児童生徒のがんに関する理解と正しい知識の獲得が充実することを目的としています。今年度は、県立学校1校、が、医療関係者の外部講師を派遣した授業を実施する予定です。

3つ目は、がん教育講演会の実施です。全国でがん教育授業を実践している専門医を招聘し、教職員向けに講演をしていただきます。市町の実践報告も同時に行い、がん教育の内容や指導方法、児童生徒への配慮について学ぶ機会となるよう予定しています。

がん教育は、現行の学習指導要領に伴い、令和2年度から小学校、中学校、高等学校の順に実施されており、外部講師の活用体制の一層の充実が必要とされております。各学校が主体的ながん教育を行うよう取組を進めるなかで、今後も医師会に御協力をお願いさせていただくこともあろうかと思えます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

【配付資料】

資料 県③-1 外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業実施要項

外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業実施要項

三重県教育委員会

1 趣 旨

平成 28 年に改正されたがん対策基本法において、「がんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずる」旨の文言が新たに記載されたことを受け、第 3 期がん対策推進基本計画で、「全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める」ことが示された。このことは令和 5 年 3 月に閣議決定された第 4 期がん対策推進基本計画でも引き継がれている。本県でも、「三重県がん対策推進条例」（平成 26 年）を制定し、「がんに関する理解及びがんに関する正しい知識を深めるための教育が行われるよう必要な取組を行うものとする」としている。

また、文部科学省は、平成 29 年告示の中学校学習指導要領及び平成 30 年告示の高等学校学習指導要領において「がんについても取り扱う」ことを明記し、中学校では令和 3 年度より全面実施され、高等学校では令和 4 年度より年次進行で実施され、令和 6 年度には全ての校種において全面実施されている。

本事業は、医療関係者やがん経験者等と連携を図り、がん教育についての講習会や講演会およびがん教育授業を実施するとともに、その成果や課題等を協議会で検証することを通して本県におけるがん教育の在り方を検討し、児童生徒の自他の健康と命を大切にする資質や能力の育成を図る健康教育のより一層の充実を目的として実施する。

2 事業内容

医療関係者、がん経験者、教育関係者、行政関係者からなる「がん教育に関する協議会」を設置し、がん教育講習会、がん教育講演会、及びがん教育授業等の取組から、今後のがん教育の在り方を検討する。

3 事業実施期間

契約締結日 ～ 令和 8 年 2 月 27 日

4 事業の実施方法

(1) がん教育に関する協議会の設置

- ① 県教育委員会は、医療関係者、がん経験者、教育関係者、行政関係者からなるがん教育に関する協議会（以下「協議会」という。）を開催する。
- ② 協議会は、国の動向を踏まえ、外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業が円滑にまた効果的に実施されるよう、地域及び学校の実情に応じて、専門的な指導、助言を行う。
- ③ 協議会は、事業の成果及び課題をもとに今後の本県におけるがん教育の在り方を検討する。

(2) がん教育講習会の実施

① 医療関係者・がん経験者による講習

がん教育についての指導内容・方法及び県教育委員会作成のがん教育教材の解説、あるいは、がん教育授業において配慮することについて学ぶ機会を設定し、学校が主体的に取り組むがん教育を推進する。

② 実施対象

教職員（管理職、担当者等）、市町教育委員会学校保健担当者、学校医等

③ 実施日時・場所（予定）

令和7年8月7日（木） 13時30分から16時00分

県庁 講堂（三重県津市広明町13番地）

(3) がん教育授業の実施

医療関係者・がん経験者等を講師として学校に派遣し、教員とともにがん教育授業を実施することで、児童生徒が、がんに関する理解と正しい知識を身につけ、健康と命の大切さについて考える授業を展開する。児童生徒に授業前後にアンケートを実施し、指導方法を検証する。

(4) がん教育講演会の実施

がん教育に先進的な専門家によるがん教育の意義や指導方法についての講演と、県内でがん教育に取り組む学校の実践発表を行い、学校が主体的に取り組むがん教育を推進する。

5 事業の経費

協議会委員及び講習会・講演会に派遣する講師の報償費、旅費については、三重県及び三重県教育委員会の支給基準に基づいて三重県教育委員会が支出する。

6 その他

この要項に定めるものの他、本事業の実施にあたり必要な事項については、別に定める。

附則

この要項は、令和7年5月26日から施行する。